

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

株式会社 大島
佐賀県鳥栖市養父町38

2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和 8 年 8 月 31 日～令和 8 年 9 月 30 日（1ヵ月）

九州区域（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）

3 指名停止理由

株式会社大島は、佐賀県内で請け負った建築一式工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けないで建設業を営むものと、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第1条の2第1項で定める軽微な建設工事の範囲を超えて下請契約を締結した。このことが、同法第28条第1項第6号に該当するとして、令和8年7月17日付けで国土交通省九州地方整備局長から同法第28条第3項の規定に基づく監督処分（営業停止7日間）を受けた。

このことが、「農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年5月1日付け59経第779号農林水産大臣官房経理課長通知）別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため。

4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

別表第2第13号（建設業法違反行為）

（農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領）
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象区域
（建設業法違反行為） 13 当該区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 当該区域を対象として 1ヵ月以上9ヵ月以内